

指定訪問リハビリテーション
介護予防指定訪問リハビリテーション
介護老人保健施設 ひまわりの里

運 営 規 程

施行日	平成15年	4月	1日
変更日	平成17年	10月	1日
変更日	平成18年	4月	1日
変更日	平成21年	4月	1日
変更日	平成26年	4月	1日
変更日	平成27年	4月	1日
変更日	平成27年	8月	1日
変更日	平成30年	4月	1日
変更日	平成30年	8月	1日
変更日	令和元年	10月	1日
変更日	令和3年	4月	1日
変更日	令和6年	4月	1日

社会福祉法人 本荘久寿会

指定訪問リハビリテーション

指定介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(介護老人保健施設 ひまわりの里)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 本荘久寿会が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの円満な運営管理を図るとともに、利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定訪問のリハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、必要な支援を適切に行うものとする。

- 2 実施にあたっては、利用者の必要な時に、適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供ができるように努めるものとする。
- 3 実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスやサービス提供事業者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 ひまわりの里 指定訪問リハビリテーション
指定介護予防訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 秋田県由利本荘市浜三川字小山口20番地

(職員の職種、員数) (指定訪問リハビリテーションと指定介護予防訪問リハビリテーションを兼務)

第4条 事業所に勤務する職員の員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (医師) 1名 (常勤兼務)
- (2) 医師 1名 (常勤兼務)
- (3) 理学療法士 1名 (常勤兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 日曜・祝日・年末年始休 (1/1～1/3) を除く毎日。
- (2) 営業日の午前8時40分から午後5時30分までを営業時間とする。

(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション実施計画書及び介護予防訪問リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(利用者から受領する費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額を重要事項説明書のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。
由利本荘市・にかほ市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

2 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

3 従業員は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービスを利用してもらうよう指示を行う。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、主治医及び管理者に連絡するものとする。

2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業者は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な処置を行う。

2 前項の事故もついても、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止等)

第12条 当事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体の拘束等)

第13条 当事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。なお、当該記録は、2年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第16条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した介護保健施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当施設は、提供した介護保健施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(職員に対する研修等)

第18条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(記録の整備)

第 19 条 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この運営規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。